

社会福祉法人鶯園（指定介護老人福祉施設）
重 要 事 項 説 明 書

2024. 12. 1

当施設は介護保険の指定を受けています。
岡山県指定第 3370300364

当施設は、ご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. ご利用施設

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム鶯園（指定介護老人福祉施設）
（平成12年4月1日指定 岡山県第 3370300364）
- (2) 目 的 介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に日常生活を営むため必要な居室および共用施設等を利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。
この施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方が利用できます。
- (4) 所 在 地 〒708-0844 岡山県津山市瓜生原 3 3 7 - 1
- (5) 電話番号・FAX番号
電 話 （0868）26-0888
FAX （0868）26-0144
- (6) 施設長（管理者）名 小 泉 立 志
- (7) 運営方針 利用者が可能な限り居宅における生活への復帰を念頭においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう身体介護その他生活全般にわたる援助を行います。
- (8) 開設（サービス開始）年月 平成12年 4 月 1 日
- (9) 開設年月日 昭和48年 8 月 1 日
- (10) 入所定員 110名

2. 施設経営法人

- (1) 法 人 名 社会福祉法人 鶯 園
- (2) 法人所在地 〒708-0844 岡山県津山市瓜生原 3 3 7 - 1
- (3) 電話番号 （0868）26-0888
FAX番号 （0868）26-0144
- (4) 代表者氏名 理事長 小 林 和 彦
- (5) 設立年月日 昭和48年 3 月 1 6 日

3. ご利用施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造及びブロック造2階建
- (2) 建物の延床面積 3,933.98平方メートル
- (3) 併設事業

事業の種類	事業者指定番号	利用定員
指定通所介護 (鶯園デイサービスセンター)	3370300406	35名
指定訪問介護 (鶯園ホームヘルプステーション)	3370300331	—
指定短期入所生活介護 (特別養護老人ホーム鶯園)	3370300364	19名
指定居宅介護支援事業 (鶯園在宅介護支援センター)	3370300042	—
特定施設入所者生活介護 (有料老人ホーム白梅寮)	3370300539	60名
軽費老人ホームケアハス サンシティーうぐいす		50名
就労継続支援A型事業所 (青空ワークス)	3310300805	10名

4. 利用対象者

- (1) 当施設に入所できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要介護3」以上と認定された方が対象となります。「要介護2」または「要介護1」であっても、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難な場合は対象となります。

(特例入所)

また、入所時において「要介護3」以上の認定を受けられている入所者であっても、将来、「要介護」認定者でなくなった場合または、「要介護2」または「要介護1」と認定された場合には退所していただくこととなります。

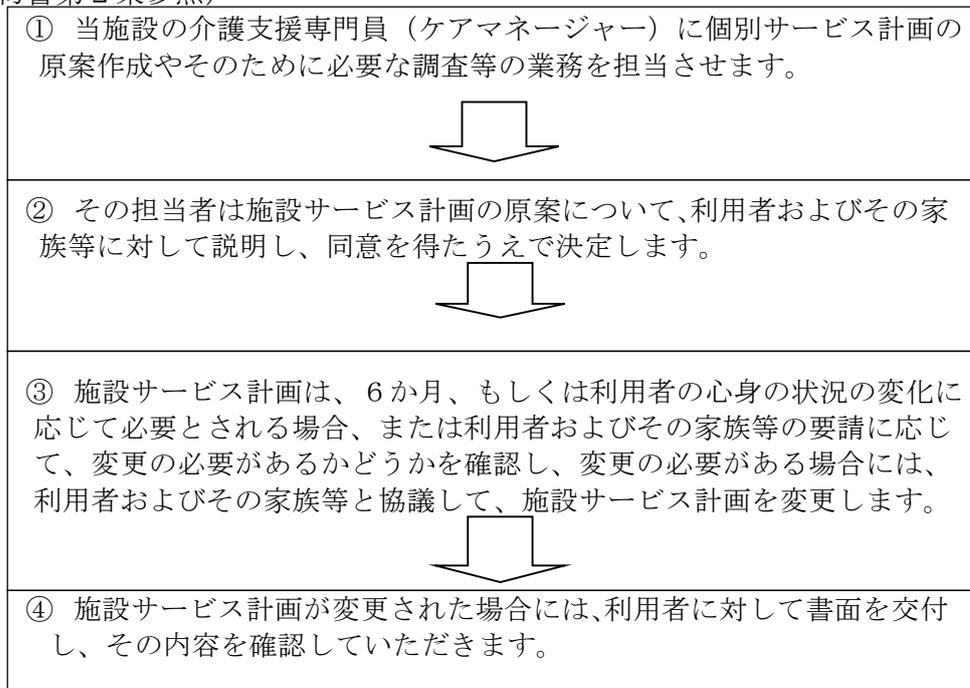
ただし、「要介護2」または「要介護1」と認定された場合であっても、特例入所の要件に該当すると認められる場合には、特例的に入所が認められることとなります。

- (2) 入所契約の締結前に、事業者から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合がありますので、利用者のご協力をお願いいたします。

5. 契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービスの提供方針については、入所作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」で定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成およびその変更は次のとおり行ないます。（契約書第2条参照）



6. 居室の概要

当施設では、以下の居室、設備をご用意しています。

入所後、他の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。ただし、利用者の心身の状況や居室等の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

居室・設備の種類	室数	備考
1 人 部 屋	14室	
2 人 部 屋	36室	
3 人 部 屋	1室	
4 人 部 屋	10室	
合 計	61室	
食堂兼ホール	6室	
機能訓練室	1室	
浴 室	1室	
地域交流センター	1室	

☆居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定します。ただし、介護サービスの提供上やむをえない場合もありますのでご了承下さい。

7. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉職員の配置にあたっては指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	39名以上	39名
3. 生活相談員	2名	2名
4. 看護職員	3名以上	3名
5. 機能訓練指導員（兼務）	（1名）	1名
6. 介護支援専門員（兼務）	（2名以上）	2名
7. 医 師	0.2名	必要数
8. 管理栄養士	1名	1名
9. 歯科衛生士		

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間の総数を当施設における常勤職員の所定時間数（週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	（内 科・外 科） 火・木・土曜日の午後
2. 生活相談員	午前8時 ～ 午後5時
3. 介護職員	日勤① 午前7時30分～午後4時30分 日勤② 午前8時 ～午後5時 日勤③ 午前9時15分～午後6時15分 日勤④ 午前9時 ～午後4時 日勤⑤ 午後5時 ～午後7時 夜勤 午後4時15分～ 午前9時15分（5名）
4. 看護職員	日勤① 午前8時 ～午後5時 日勤② 午前10時 ～午後7時

〈配置職員の職種〉

介護職員……………利用者の日常生活上の介護ならびに健康保持のための相談・助言を行います。

3名の利用者に対し1名の介護職員（看護職員を含む。）を配置しています。

生活相談員……………利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

2名の生活相談員を配置しています。

看護職員……………主に利用者の健康管理や療養上の世話をを行います。

3名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…利用者の機能訓練を担当します。（看護婦と兼務）

管理栄養士……………給食の献立作成・栄養管理・栄養ケア・マネジメントを行います。

- 調理員……………給食の調理を行います。
- 歯科衛生士……………利用者の口腔衛生管理を行います。
- 医 師……………利用者に対して健康管理および療養上の指導を行います。
3名の医師を週4日間（1回2時間）配置しています。

8. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス（契約書第3条）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

※平成27年8月より、一定以上の所得（本人の合計所得が160万円以上で同一世帯の第1号被保険者（65歳以上の人）の年金収入+その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯359万円以上）がある人がサービスを利用したときは利用者負担が1割から2割になります。要支援、要介護の認定を受けた人全員に利用者負担の割合（1割または2割）が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。

また、平成30年8月より年金収入+その他の合計所得金額が単身世帯で340万円以上の方は利用者負担が3割になる場合があります。

ア サービスの概要

①食 事

- ・当施設では、管理栄養士の作成する献立により、栄養ならびに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂またはホールにて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 朝 食：午前 8時から
昼 食：午後 12時から
夕 食：午後 6時から

②入 浴

- ・入浴または清拭を行います。ねたきりでも、機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ・入浴または清拭は週2回行います。

③排 泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した24時間のトイレ介助、おむつの随時交換等を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を行います。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・ねたきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス（契約書第3条）

イ 1日当りのサービス料金（1割負担）

利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室に係る自己負担額及び、食事に係る自己負担額の合計金額をお支払いいただきます。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度により異なります。）

①介護福祉施設サービス費（1日あたり）

要介護1：589円

要介護2：659円

要介護3：732円

要介護4：802円

要介護5：871円

②看護体制加算Ⅰ 4円

③看護体制加算Ⅱ 8円

④日常生活継続支援加算 36円

⑤夜勤職員配置加算 13円

⑥食費 1,445円

⑦居住費 915円

☆自己負担額、食事負担額、居住費負担額は所得による減免があります。

（減免の詳細についてはお問い合わせください）

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。この場合、利用者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

※下記の加算は、条件を満たした場合に算定致します。

☆外泊時6～12日間は1日246円の利用率及び居住費が必要となります。（帰宅日及び帰園日は標準自己負担額が必要となります。）

☆外泊時6日間は居室費が必要となります。

☆一時外泊（契約書第24条参照）については、その外泊期間中に全食を摂らない日数分の食費を利用料金から差し引きます。

☆入所日初日から30日間は初期加算として1日30円が必要となります。

☆30日を超えて医療機関に入院した後、退院後30日間は初期加算として1日30円が必要となります。

☆療養食が必要な場合は療養食加算として1日3食を限度とし1食を1回として1回6円が必要となります。

☆経口移行計画に基づき、経口の食事を進めるための栄養管理を行ったとき、当該計画が策定された日から180日間は、1日28円が必要となります。（状況により180日を超える場合があります。）

- ☆経口維持計画に基づき、経口の食事を維持するために栄養管理を行った場合、月400円が必要となります。医師および歯科医師等が食事の観察および会議等に加わった場合は月100円が必要となります。（状況により6ヶ月を超える場合があります。）
- ☆歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行った場合、口腔衛生管理加算（I）として月90円が必要となります。
- ☆入所者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きくことなる栄養管理が必要となった場合、施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合、再入所時栄養連携加算として1回200円が必要となります。
- ☆当施設において、配置医師が当施設を訪問し入所者に対し診療を行った場合、通常勤務時間外の日中は1回につき325円、早朝又は夜間は1回につき650円、深夜は1回につき1,300円必要となります。
- ☆複数の利用者が在宅期間と入所期間を定めて、当該施設の居室を計画的に利用する場合在宅・入所相互利用加算として1日40円が必要となります（3ヶ月が限度）
- ☆医師が終末期であると判断した入所者について、医師・看護師、介護職員、生活相談員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合に、死亡前45日を限度として死亡月に看取り介護加算が必要となります。（施設で死亡した場合、死亡日の31日以上45日以下の場合1日72円、死亡日の4日以上30日以下の場合1日144円、死亡日の前日及び前々日の場合1日680円、死亡日1,280円）
- ☆外部の研修を受けた担当者配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、安全対策体制加算として入所時に1回に限り20円必要になります。
- ☆協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催した場合、協力医療連携加算として月に100円必要になります。（令和7年3月までは100円、令和7年4月からは50円）
- ☆医療機関へ退所する入所者について、医療機関に心身の状況、生活歴等などの情報を提供した場合、退所時情報提供加算として1回250円必要になります。（1人に1回限り）
- ☆管理栄養士が退所先の医療機関等に対して、栄養管理に関する情報を提供した場合、退所時栄養情報連携加算として1ヶ月に1回を限度とし70円必要になります。
- ☆第二種協力指定医療機関・協力医療機関等との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保し、発生時の対応を取り決めるとともに、発生時等に連携し、適切に対応し、院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している場合、高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰとして月に10円必要になります。感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上の実地指導を受けている場合高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱとして月に5円必要になります。
- ☆入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療及び入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合、新興感染症等療養費として1日240円必要になります。（1ヶ月に5日限度）
- ☆利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している場合、生産性向上推進体制加算Ⅱとして月に10円必要となります
- ☆機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき訓練を実施した場合、個別機能訓練加算（I）として1日12円必要になります。

※科学的介護情報システム（LIFE）について

科学的介護情報システム（LIFE）とは、国が推奨している情報管理システムで、入所者ごとの栄養・口腔・認知機能・身体等の状況を厚生労働省に提出し、ビッグデータと比較・分析することによりケアの品質向上を図る新たな介護システムです。当施設におきましてもより良いサービスの提供を目指して、段階的に導入を進めて行く予定です。

以下が科学的介護情報システム（LIFE）の加算の詳細となります。今後、算定できる体制が整い次第順次算定させていただきます。

- ①入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他入所者の心身の状況等に関わる基本的な情報を厚生労働省に提出した場合、科学的介護推進体制加算として月に50円必要になります。
- ②入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合、栄養マネジメント強化加算として1日11円必要になります。
- ③入所者ごとに褥瘡の発生と関連のリスクについて、施設入所時・サービス利用開始時に評価するとともに、少なくとも三ヶ月に一回、評価を行い、その評価を厚生労働省に報告した場合、褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）として月に3円必要になります。
- ④褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の要件を満たすとともに、施設入所時・サービス利用開始時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた、入所者について、褥瘡が発生しなかった場合、褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）として月に13円必要になります。※褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）（Ⅱ）は併算不可。
- ⑤排せつに介護を要する入所者毎に、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時・サービス利用開始時に評価するとともに、少なくとも六月に一回評価を行い、その評価結果を厚生労働省に報告した場合、排せつ支援加算（Ⅰ）として月に10円必要になります。
- ⑥排せつ支援加算（Ⅰ）の要件を満たすとともに、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない又はおむつ使用ありから使用なしに改善した場合、排せつ支援加算（Ⅱ）として月に15円必要になります。
- ⑦排せつ支援加算（Ⅰ）の要件を満たすとともに、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がなく、かつおむつ使用ありから使用なしに改善した場合、排せつ支援加算（Ⅲ）として月に20円必要になります。※排せつ支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）は併算不可。
- ⑧口腔機能改善管理計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合、口腔衛生管理加算（Ⅱ）として月110円が必要となります。
- ⑨利用者等全員について、利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目において、Barthel Indexを適切に評価できるものがADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値（調整済ADL利得）を平均して得た値が1以上の場合、ADL維持等加算（Ⅰ）として月に30円必要になります。
- ⑩ADL維持等加算（Ⅰ）の要件を満たし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上の場合、ADL維持等加算（Ⅱ）として月に60円必要になります。※ADL維持等加算（Ⅰ）（Ⅱ）は併算不可。
- ⑪医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要は医学的評価を入所時に行うとともに、六月

に一回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係わる支援計画等の策定に参加し、医学的評価の結果を厚生労働省に提出した場合、自立支援促進加算として月に280円必要になります。

⑫個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している入所者について、個別機能訓練計画書の情報を厚生労働省に提出し、サービスを提供するにあたって当該情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に実施した場合、個別機能訓練加算（Ⅱ）として月に20円必要になります。※個別機能訓練加算（Ⅰ）（Ⅱ）は併算可。

☆介護職員等処遇改善加算について

上記、介護サービス費、及び加算の合計単位数（1単位＝1円）に140/1000を乗じた金額が必要となります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第4条、第6条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

ア サービスの概要と利用料金

①特別な食事（酒を含みます。）

利用者の希望に基づいて特別な食事を提供した場合。

利用料金：提供に要した費用の実費

②理美容サービス

月に1回、理美容師の出張による理美容サービス（調髪等）を利用できます。

料金：1回あたり 1,500円

☆その他利用者が管理を希望するもの

③レクリエーション活動

利用者の希望によりレクリエーション活動に参加していただくことができます。

○主なレクリエーション行事予定

- ・新年会（1月）・節分（2月）・雛祭り（3月）・お花見（4月）
- ・納涼祭（7月）・敬老会（9月）・文化祭（10月）
- ・クリスマス会（12月）・忘年会（12月）
- ・喫茶会（毎月）・外出（買物等）（随時）等々

④日常生活

日常生活用品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で、利用者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

衣服、靴、スリッパ等日常生活用品の購入を代行します。費用として代金の実費をいただきます。なお、おむつ代は介護保険の給付対象となっていますので負担していただく必要はありません。

⑤利用者の移送に係る費用

利用者の通院や入院、外泊時の移送サービスを行いません。

※利用料金は、利用毎に距離、所要時間等を勘案して算出した金額とします。（原則として4時間以上を要する場合を対象とします）

⑥契約書第22条に定める所定の料金

利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から実際に居室が明け渡された日までの期間について、1日につき下記の料金をご負担いた

だきます。なお、この料金には1日あたりの食事代を含みます。

多床室利用者	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
ご負担いただく料金	9,814円	10,612円	11,444円	12,242円	13,029円

☆要介護認定で「自立」または「要支援1」「要支援2」と判定された利用者にご負担いただく料金は「要介護度1」に準じます。

⑦ 預貯金通帳等管理費用

預貯金通帳等管理費用として、1ヶ月につき300円徴収致します。

(3) 利用料金の支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、1か月毎に計算しご請求いたしますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア	窓口での現金支払い
イ	下記指定口座への振込み 中国銀行 津山東支店 普通預金 831239 名義 社会福祉法人鶯園 園長 小泉立志
ウ	金融機関口座からの自動引落とし ご利用できる金融機関：全国の金融機関 郵便局

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合、利用者の希望により下記協力医療機関において診療等を受けることができます。（ただし、下記医療機関での優先的な診療等を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療等を義務づけるものでもありません。）

協力医療機関 大村医院・大谷病院・津山ファミリークリニック・内田歯科医院

9. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくこととなります。（契約書第16条参照）

- ① 要介護認定により利用者の心身の状況が自立・要支援・要介護2または1と判定された場合。（ただし、要介護2または1と認定された場合であっても、特例入所の要件に該当すると認められる場合には、特例的に入所が認められることとなります。）
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
- ⑤ 利用者から退所の申し出があった場合。（詳細は、以下(1)をご参照ください。）

⑥事業者から契約解除の申し出を行なった場合。(詳細は、以下(2)をご参照ください。)

(1) 利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第20条、第21条参照）

契約の有効期間中であっても、利用者から当施設に退所を申し出ることができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には即時に契約を解約、解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ②事業所の運営規定の変更に同意できない場合。
- ③利用者が入院された場合。
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合。
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務違反に違反した場合。
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約解除）（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①利用者が契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②利用者によるサービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず正当な理由なくこれが支払われない場合。
- ③利用者が故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者サービス等の財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④利用者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがある。あるいは、利用者が重大な自傷行為（自殺にいたる恐れがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。
- ⑤利用者が介護保険に関わる入所施設に入所した場合。

当施設に入所中に病院等医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日間以内の入院をされた場合は、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。1日当たり246円。

②3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除することがあります。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第20条）

利用者が当施設を退所する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を以下のとおり利用者に対して速やかに行います。

また、契約書第19条の事業者からの契約解除による退所の場合にも、相応の努力をいたします。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介○居宅介護支援事業者の紹介○その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介 |
|--|

10. 利用者負担の減免（契約書第8条参照）

- (1) 事業者は、保険者が所得の低い利用者の負担が重くならないよう、利用者負担段階が第1段階から第3段階の利用者について、利用者負担が減免されます。「利用者負担」とは、介護費負担、食費負担、居住費負担をいいます。
 - 第1段階
 - ・住民税が世帯非課税で、老齢福祉年金を受けている人
 - ・生活保護を受けている人
 - 第2段階
 - ・住民税が世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額が年間80万円以下の人
 - 第3段階
 - ・住民税が世帯非課税で利用者負担第2段階に該当しない人
 - ・利用者負担4段階で、特例措置を受けられる人
- (2) 利用者負担段階が第3段階のうち所得の低い人についても減免の対象となります。
- (3) 利用者負担の減免の程度は、利用者の申請に基づいて市町村において決定の後交付される確認証に記載されたものとします。
- (4) 事業者は、利用者が生活保護制度の適用が必要となった場合には、必要な援助を行いません。

11. 身元引受人

- (1) 契約の締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。
- (2) 身元引受人には、これまでもっとも身近にいて利用者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、このことは必ずしもこれらの方に限る趣旨ではありません。
- (3) 身元引受人には、利用者の利用料等の経済的な債務については、利用者と連帯してその債務の履行義務を負うことになります。

また、こればかりではなく、利用者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、さらには当施設と協力、連携して退所後の利用者の受入れ先を確保するなどの責任を負うことになります。
- (4) 利用者が入所中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。また、利用者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当施設に残された残置物を利用者自身が引取れない場合には、身元引受人にこれを引取っていただく場合があります。

これらの引取り等の処理にかかる費用については、利用者または身元引受人にご負担いただくこととなります。
- (5) 身元引受人が死亡したり破産宣告を受けた場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立てていただくために、利用者にご協力をお願いする場合があります。

12. 連帯保証人

- (1) 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
- (2) 前項の負担は、極度額60万円を限度とします。
- (3) 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者または連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- (4) 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支

払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

13. 苦情の受付について（契約書第25条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

特別養護老人ホーム鶯園

電話 (0868) 26-0888

FAX (0868) 26-0144

○受付時間 毎日 午前8時～午後5時（ただし、FAXは24時間受け付け）

○苦情受付者

苦情受付責任者 園長

苦情受付担当者 生活相談員

第三者委員 (1) 仲矢武夫 (連絡先：津山市高野山西 367 TEL26-2862)

(2) 中村真也 (連絡先：津山市国分寺 685-2 TEL26-2062)

(3) 横山悦子 (連絡先：勝央町黒坂 371-2 TEL090-7779-0582)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

岡山県国民健康保険団体 連合会	岡山県岡山市北区桑田町11-6 岡山県国民健康保険団体連合会 086-223-8876
市町村介護保険担当	各市町村の介護保険担当窓口

14. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条）

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師または看護婦と連携の上、利用者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して定期的に非難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行ないます。
- ⑤利用者に提供したサービスについて記録を作成し2年間保存するとともに、利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦事業者およびサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者または家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）

ただし、利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。

また、利用者の円滑な退所のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、利用者の同意を得ます。

15. サービスの利用に関する留意事項

当施設を利用するにあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため下記の事項をお守りください。

(1) 面会

面会時間 午前9時30分～午後4時（面会制限、時間変更する場合があります）

面会の際は、必ずその都度職員に届け出てください。

(2) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、2日前までにお申し出頂き、外出泊簿にご記入ください。

(3) 食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出てください。前日までに申し出があった場合には、前記8(1)（サービス利用料金表記載参照）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(4) 施設・設備の使用上の注意（契約書第11条、第12条参照）

○居室および共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により現状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただくことがあります。

○利用者に対するサービスの実施または安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、利用者本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行いません。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑をおよぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などをおこなうことはできません。

(5) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

16. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

17. 第三者評価の実施状況について

当施設は第三者評価を実施しております。

評価結果については、情報開示資料に掲載しています。

評価結果確定日：平成30年10月22日

評価機関：一般社団法人岡山県社会福祉士会

以 上